

# 令和3年度 第4回定例庁議 議事報告

開催日時：令和3年7月7日（水）午後1時15分 開会

開催場所：笛吹市役所本館302会議室

## 【進行：政策課長】

### 1 開会

### 2 市長あいさつ

新聞報道にあるように、市内の事業所で複数人のコロナ感染者が発生している。県でしっかり対応してくれているが、市内の事業所でのことなので、保健福祉部だけでなく産業観光部も協力し、商工会を通じて他の事業所等に注意喚起を図るようにして欲しい。

新型コロナウイルスに係るワクチン接種については、国が提供する VRS と呼ばれるワクチン接種記録システムに登録された接種状況を基に新聞報道されている。新聞報道では本市の接種率が低いとあるが、実際の接種率は 70%を超えており、順調に接種が行われている。接種状況を VRS に入力しているが、何らかの不具合により、実態と 10%程度の差異が生じているようである。

また、国からワクチンが要求どおり供給されず、今後の供給も見通せない状況にあるため、しっかりと確認を取りながら進めるようにお願いします。

千葉県八街市の下校中の児童が死傷した交通事故を受けた、通学路の安全確保について、現予算での対応を原則とした上で、危険度や緊急性を踏まえ、必要に応じ補正での対応も考えて進めて欲しい。

また、熱海市の大規模土石流の発生を受け、盛土の状況の確認などについても、必要に応じ対応するようお願いする。

災害対応については、先週土曜日の大雨の際に、職員に参集メールを送信したが、予め防災危機管理課から警報が発表された場合の対応について周知されていたにもかかわらず、参集しなかった職員がいた。全ての職員が意識を高め、改善を図れるよう、今回の参集結果を検証し、今後に生かして欲しい。

### 3 協議・報告事項（議長：副市長）

- (1) 臨時的又は緊急的業務に係る他部局職員への事務応援の要請について  
（総務部）

説明：総務部長

#### 【説明内容】

資料に沿って説明（総務課長、人事給与担当L）

#### 【質問意見等】

（建設部長）

支所からの要請についても、今回のルールと同じ扱いになるという理解でよいか。

（総務課長）

検討する。

（産業観光部長）

花火大会のような全庁的な出労要請の場合は、これまで庁議等で依頼してきたが、同じ方法でもよいか。

（総務課長）

今回示した手続きをすることで、これまで庁議等の場において行っていた出労依頼は省略することができる。

花火大会等の市の大きな行事は、庁議の場で報告することもあると思うので、その時の判断になると思うが、庁議等で依頼してもよいと個人的には考える。

（副市長）

全庁的な出労の場合は、要請元から各部の部長に個々に要請するのではなく、庁議等の皆が集まる場で、各部局長に依頼をするという考えでよいか。

（総務部長）

出労要請も、今回のルールに則って手続きをして欲しい。

大規模な動員であれば、庁議等で重ねて依頼をするということもあると思うが、庁議で依頼したからといって、ルールどおりの手続きをこななくても良いということにはならない。

(市民環境部長)

先ほど支所からの要請の話があったが、以前、支所長会議の場において、支所ごとに行っている地元の夏祭り等の職員への出労依頼は、地元のお祭りに積極的に参加して手伝いをするボランティアとしてお願いしているという共通認識を持ったことがあることを報告させていただく。

(建設部長)

建設部では、河川清掃への出労の依頼をすることもあるので、それも含めて扱いを検討して欲しい。

(総務課長)

承知した。

(2) 災害対策基本法改正に伴う笛吹市地域防災計画の見直しについて

(総務部)

説明：総務部長

**【説明内容】**

資料に沿って説明（防災危機管理課長、消防防災担当L）

**【質問意見等】**

(保健福祉部長)

地域防災計画の内容の読み替えについては、職員に対してもインフォメーション等で周知してもらえるのか。

(防災危機管理課長)

周知する。

(副市長)

地域防災計画の冊子を持っている方に対しては、どのように周知するのか。

(防災危機管理課長)

ホームページに読み替え表を掲載する。

また、市職員以外にも冊子を配布しているので、その方々にも何らかの形でお知らせをしていく。

(建設部長)

職員参集のタイミングについて、台風や線状降水帯等の際は、1段階早めの体制をとるということで理解できるが、注意報の段階なのに警報等配備体制という名称にすると、職員の間で誤解が生じる可能性が高いと考える。

(防災危機管理課長)

名称を検討したい。

(総務部長)

注意報の段階なので、名称に警報という言葉は使用しない方が良いという意味か。

(建設部長)

そのとおり。

警報が出たら警報等配備体制に入るという認識が浸透しているので、注意報の段階で警報という言葉を使用すると違和感が出る。名称の工夫が必要と考える。

(総務部長)

承知した。

例えば、従来の注意報等配備体制は第一注意報等配備体制、今回の新しい考え方に基づく配備は第二注意報等配備体制とするなど、警報という言葉を使用しない名称を検討したい。

(3) 令和3年度笛吹市総合防災訓練の実施について (総務部)

説明：総務部長

**【説明内容】**

資料に沿って説明 (防災危機管理課長、消防防災担当)

**【質問意見等】**

(議会事務局長)

行政区と消防団の部が1対1の関係であれば問題ないが、一つの部が四つの行政区に対応している場合、無線は1台しかないので、消防団員が四つの行政区に行き、それぞれがバラバラに戻ってきて報告となることも考えられる。また、消防車1台で四つの行政区を回らなければならないことも考えられるので、行政区と消防団の初動対応マニュアルにタイムスケジュール等も作った方が良いと思う。

(消防防災担当L)

参考としたい。

(保健福祉部長)

今年度の防災訓練については、指定避難所管理職員については、避難所に参集しないということによいか。

(消防防災担当L)

避難所管理職員については、例年どおり、避難所に参集し、新型コロナウイルス対策を講じた避難所開設の方法を確認して欲しい。

(4) 「笛吹市過疎地域持続的発展計画」 (総合政策部)

説明：総合政策部長

**【説明内容】**

資料に沿って説明 (政策課長、政策推進担当L)

**【質問意見等】**

なし

4 その他

\* 第5回定例庁議予定日

令和3年8月5日 (木) 午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

午後2時35分閉会